



国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

8月1日から高齢受給者証(国保)が変わります～7月下旬にご自宅へ郵送～

■**高齢受給者証とは** 国民健康保険に加入している人で70歳になると、75歳の誕生日の前日まで、所得などに応じて1割※か3割の一部負担金の割合が記載された「国民健康保険高齢受給者証」を交付します(後期高齢者医療制度の適用者は除きます)。医療機関などの窓口で国保の被保険者証とともに提示してください。

※平成25年3月までは1割負担に据え置かれ、4月から2割負担となる予定です。

■**対象期間** 70歳になる誕生月の翌月(1日が誕生日の人はその月)から75歳の誕生日の前日まで

■**更新時期** 毎年7月末までに、8月1日から翌年7月31日までの有効期限のものを送付します。一部負担金の割合は、所得などの状況によって毎年判定をします。

■一部負担金の割合

①**現役並み所得者…3割負担** 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、その該当者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は申請により、「一般」の区分と同様となります。

また、同一世帯に後期高齢者医療制度に移行する人(旧国保被保険者)がいて現役並み所得者になった国保被保険者1人の世帯の場合、住民税課税所得145万円以上かつ収入383万円以上で同一世帯の旧国保被保険者も含めた収入合計が520万円未満の人は、申請により、「一般」の区分と同様となります。

②**一般…1割負担**(平成25年4月から2割負担に変更予定) 現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない人

③**低所得者Ⅱ…1割負担** 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)

④**低所得者Ⅰ…1割負担** 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

※平成24年度(平成24年8月1日)以降の一部負担金の割合の判定について

平成24年度分からの地方税における扶養控除の見直しに伴い、療養の給付を受ける日の属する年の前年(1月から7月までの場合は前々年)の12月31日時点で、被保険者が世帯主で、同一世帯に合計所得が38万円以下の19歳未満の被保険者がいる場合、住民税課税所得から次の金額の合計額を引いた金額により、一部負担金の割合を判定します。
・16歳未満の者の人数×33万円
・16歳以上19歳未満の者の人数×12万円

※1く内は過去12ヵ月以内にすでに3回以上の高額療養費が支給されている場合、4回目からの額

※2く内は過去12ヵ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)

●低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、申請してください。

■自己負担限度額等

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)
		個人単位 [外来]	世帯単位 [外来+入院]	
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 ※1 <44,400円>	260円
一般	1割 (平成25年4月からは2割)	12,000円 (平成25年4月からは24,600円)	44,400円 (平成25年4月からは62,100円) ※1 <44,400円>	
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円	210円 ※2 <160円>
低所得者Ⅰ			15,000円	100円

8月1日から一部負担金の限度額認定証・入院時食事療養費の減額認定証が変わります～該当する人は申請を～

次の認定証は毎年8月1日に更新します。現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日ですので、引き続き認定が必要な人は改めて申請してください。

①国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

●**対象者** 国保に加入している世帯の世帯主(擬制世帯主を含む)及びその世帯の加入者全員が住民税非課税の人

②国民健康保険限度額適用認定証

●**対象者** 国保に加入している70歳未満の人

●申請に必要なもの

・被保険者証、高齢受給者はその受給者証、印鑑
・既に認定を受けている人は限度額認定証
・対象となる人で、平成24年1月2日以降に赤穂市に転入された人のみ市町村民税(所得・課税)証明書

●**受付** 7月23日(月)～



国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

保険料の納付に困ったら

7月は24年度の国民年金保険料の免除申請の月です 対象期間は 平成24年7月～平成25年6月

経済的に国民年金保険料を納めるのが困難な人は、免除・納付猶予制度をご利用ください。

①**免除制度** 本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて、申請により保険料の全額または一部が免除されます。

②**納付猶予制度** 20歳以上30歳未満の若年者に限り、本人と配偶者の前年所得が基準以下であれば、申請により、保険料の納付を後払い(10年以内の猶予)にできます。

申請に必要なもの ①年金手帳 ②認印 ③雇用保険受給資格者証等(失業特例を希望する平成23年3月31日以後の退職者)

所得の申告が必要です 所得の申告がないと、免除に該当するかどうかの審査ができませんので、必ず(本人・配偶者・世帯主の)申告をお願いします。

基準となる前年所得は、扶養人数や社会保険料控除額等により異なりますので、納付が困難な人は、まずご相談ください。

前年所得が多い場合でも、失業などによる特例が使えることがあります。平成23年3月31日以後に退職された人は、離職票または雇用保険受給資格者証をご持参ください。

継続申請について 免除を受けるには、毎年申請が必要です。なお、「継続審査」の希望を申し出ることにより、全額免除または納付猶予の承認をされた人は次年度以降の申請手続きが不要となります。

▷全額承認の人は翌年も全額免除のみの審査、▷猶予承認の人は翌年も猶予のみの審査となります。▷失業等の特例により承認された人は、継続審査の対象とならず、毎年申請が必要です。

●7月中に限り、平成23年度分(平成23年7月分～平成24年6月分)も、さかのぼって申請することができます。

保険料の納付が困難な人は、未納のままにせず、免除制度をご利用ください。

●**結果の確認をお忘れなく** 申請後、結果が通知されるまで、1～2カ月かかりますが、結果について必ずご確認ください。

◆**免除・猶予申請をする人で、申請前は国民年金保険料を口座振替にしていた人へ**

申請から結果まで2カ月程度かかります。申請しても承認されるまでは、これまでどおり保険料が口座から引き落とされます。よって、▷新年度の申請が始まる7月以後は、6月まで全額免除・一部免除・納付猶予が承認されている人も、新年度の結果がでるまでは、全額の保険料が引き落とされます。▷結果がでるまでの間も引き落としを希望しない人は、「口座振替辞退申出書」を早急に提出してください。(ただし、辞退後に保険料を納める結果となった人は、改めて口座振替の申請が必要となります。)

○**学生の人は、今年度の学生納付特例の申請を随時受け付けていますので、ご利用ください。**

ご利用ください

国民年金相談

◆相談日 7月19日(木) ◆場所 市役所1階 相談室
◆受付時間 午後1時30分～4時

年金出張相談(社会保険事務所)

◆相談日 8月2日(木)
◆場所 市役所2階 204会議室
◆受付時間 午前10時～午後3時
問い合わせ先 市民課 年金担当 ☎ 43・6820



介護保険相談室

医療介護課 ☎ 43・6947

高額介護サービス費について

Q 介護サービスを利用したときに支払う1割の自己負担が高額となった場合は?

A 負担が一定額を超えたときに高額介護サービス費が支給されます。低所得の人には、より低額の限度額が設定されています。

●高額介護サービス費について

在宅サービスや施設サービスにかかる1割の利用者負担の1カ月の合計額が右表の金額を超えた場合、超えた分について高額介護サービス費の申請ができます。

●高額介護サービス費

区分	世帯の上限額	個人の上限度額
1. 生活保護を受給されている人	月額15,000円	
2. 市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者及び合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	月額24,600円	月額15,000円
3. 市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人		月額24,600円
4. 上記以外の人	月額37,200円	

注) 高額介護サービス費の支給対象とならないもの

○福祉用具購入費、住宅改修費の利用者負担分、デイサービスの食費等
○施設入所者(ショートステイ含む)の居住費及び食費、理美容代などの日常生活費